砂 川 市 条 例 第 ２ ０ 号
令 和　５ 年 １ ２ 月　７ 日

砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

砂川市長　　飯　　澤　　明　　彦

（　別　　紙　）

砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第１条　砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和44年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「100分の220」を「６月に支給する場合においては100分の220を、12月に支給する場合においては100分の230」に改める。

第２条　砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「６月に支給する場合においては100分の220を、12月に支給する場合においては100分の230」を「100分の225」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行し、令和５年12月１日から適用する。ただし、第２条の規定は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　第１条の規定による改正後の砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。